

東大阪市教育委員会令和2年7月定例会

1 日 時 令和2年7月13日(月)
開会 午後2時05分
閉会 午後2時32分

2 場 所 市庁舎18階 会議室1及び会議室2

3 出席者 (委員)

教育長	土 屋 宝 土
教育長職務代理者	堤 晶 子
委 員	村 上 靖 平
委 員	山 中 雅 仁
委 員	秦 卓 宏

(出席説明員)

教育次長	大 原 俊 也
教育次長	諸 角 裕 久
学校施設整備監	北 林 康 男
学校教育部長	岩 本 秀 彦
学校教育部参事	森 田 好 一
社会教育部長	福 原 信 吾
教育政策室長	永 吉 勝 則
学校教育部次長	来 田 茂
学校教育部次長	杉 本 篤 史
社会教育部次長	安 井 晶

4 議 事

(土屋教育長)

ただ今から、東大阪市教育委員会令和2年7月定例会を開会いたします。本日の会議録署名委員は秦委員にお願いいたします。それでは、議事を進めてまいります。本日の会議でございますが、日程第1「議案第30号 東大阪市立日新高等学校募集定員変更の件」から日程第8「請願第1号 教科書採択にかかる教育委員会議の傍聴人数に制限を設けないよう求める請願」までを議題といたします。

それでは、ここでお諮りいたします。日程第6「議案第35号 令和2年度 東大阪市奨学生（奨学金）決定の件」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開とし、他の議案審議・報告ののち、審議いたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(各委員)

(異議なしの声あり)

(土屋教育長)

ご異議なしと認めます。

よって、本案件の審議につきましては、非公開とし、他の議案審議・報告ののち、審議することといたします。それでは、議案の説明をお願いいたします。

(大原教育次長)

それでは、議案の説明をさせていただきます。

日程第1「議案第30号 東大阪市立日新高等学校募集定員変更の件」につきましては、市立市立日新高等学校商業科の募集定員について、令和3年3月実施の入学者選抜から、現在80名の定員を40名に変更するものでございます。

続きまして、日程第2「議案第31号 令和3年度使用東大阪市立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）教科用図書採択の件」につきましては、種目ごとに、令和元年度

に採択し令和2年度より使用のものを採択するものでございます。

続きまして、日程第3「議案第32号 令和3年度使用東大阪市立高等学校教科用図書採択の件」につきましては、5月の定例教育委員会におきまして、高等学校使用教科用図書採択方針を「東大阪市立高等学校教科用図書選定委員会において種目ごとに選定され、学校長より報告を受けた教科用図書について、教育委員会が慎重に検討のうえ、その採択を決定する」とのご決定を賜りました。これを受けまして、選定委員会におきまして検討協議し、選定をいたしました教科用図書につきましては、学校長から教育委員会へ報告がございましたので、議案書のとおりご提案申し上げるものでございます。

続きまして、日程第4「議案第33号 東大阪市立児童文化スポーツセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定の件」につきましては、利用料金制の導入等により制定された東大阪市立児童文化スポーツセンター条例の一部を改正する条例について、その施行期日を令和2年10月1日と定める規則を制定するものでございます。これに伴い、令和元年10月定例会において議決いただきました「東大阪市立児童文化スポーツセンター条例施行規則の一部を改正する規則」につきましては、附則において同条例の施行の日から施行するとしておりましたので、令和2年10月1日に施行するものでございます。

続きまして、日程第5「議案第34号 東大阪市社会教育委員解嘱及び委嘱の件」につきましては、所属団体の役員改選に伴い、委員1名を解嘱及び委嘱するものでございます。委嘱期間につきましては、令和2年7月13日から令和3年8月31日までで、前任者の残任期間となっております。なお、参考として、次ページに同委員名簿を添付しております。

続きまして、日程第7「報告第5号 委員会付議事項 臨時代理処理の件」につきましては、急施を要し、委員会に付議する暇がございましたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づきまして、臨時代理処理を行ったものの報告でございます。

まず、臨時代理第16号「東大阪市立公民館運営審議会委員の解任及び任命の件」につ

きましては、同委員の所属団体の役員改選に伴い、3名を解嘱し、新たに3名を委嘱したものの報告でございます。委嘱期間につきましては、令和2年6月23日から令和3年8月31日までで、前任者の残任期間となっております。なお、参考として、次ページに同委員名簿を添付しております。

続きまして、臨時代理第17号「令和2年第2回臨時会提出議案の意見申し出の件」につきましては、市長より意見聴取のあった市議会令和2年第2回臨時会提出議案につきまして、7月1日付でこれを了承したものの報告でございます。

なお、教育委員会に係る議案の内容でございますが、資料1ページからの「令和2年度東大阪市一般会計補正予算（第5回）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55億4,723万3千円を増額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ2,628億2,723万8千円としたものでございます。なお、このうち教育費につきましては、教育総務費のうち学校園サポート事業費及び学校園保険経費で2億5,036万3千円の増額、社会教育費のうち留守家庭児童育成事業経費で1億1,461万7千円の増額をするもので、これにより補正後の教育費は182億7,838万6千円となります。

以上でございます。何とぞよろしくご審議のうえ、ご決定、ご承認を賜われますようお願いいたします。

（土屋教育長）

ただいまのご説明に関しまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

（各委員）

（なしの声あり）

（土屋教育長）

それでは、ただいまの日程第1「議案第30号」から日程第7「報告第5号」までの案件のうち、日程第6「議案第35号」を除く案件につきまして、いずれも原案のとおり、

可決及び承認することにご異議ございませんか。

(各委員)

(異議なしの声あり)

(土屋教育長)

ご異議なしと認めます。

日程第1「議案第30号」から日程第7「報告第5号」までの案件のうち、日程第6「議案第35号」を除く案件につきましては、いずれも原案のとおり、可決及び承認することと決しました。

それでは引き続き、日程第8「請願第1号」について審議いたします。それでは、請願の説明をお願いいたします。

(大原教育次長)

それでは、説明させていただきます。

まず、日程第8「請願第1号 教科書採択にかかる教育委員会議の傍聴人数に制限を設けないよう求める請願」につきましては、教科書採択にかかる教育委員会議の傍聴について、現在12名を上限としている傍聴人数について、制限を設けないことを求め提出されたものでございます。

なお、請願受理日、請願者、請願要旨は、いずれも請願文書表のとおりでございます。以上でございます。何とぞよろしくご審議賜われますようお願いいたします。

(土屋教育長)

先ほどの説明にありましたように、傍聴人数に制限を設けないように求める請願が出されております。昨年度も同主旨の請願について議論いたしました。その中で、委員からは、「静ひつな審議環境の確保」も重要であり、その観点からすれば、現在の12名というの

は会議を行う環境としては妥当であるとして、不採択といたしました。しかしながら、静ひつな環境を保ちつつ、傍聴を希望される方に中継設備等を使って会議の様子を公開するような方法も検討できないか、という意見もありました。教育委員会会議の中継について、事務局の教育政策室としてはどうですか。技術的には可能ですか。

(永吉教育政策室長)

これまで事務局で検討しておりました別室での中継について、先日、本庁舎1階の多目的ホールにおいて18階会議室の会議の様子を中継できるかのテストを行い、会議の映像及び音声を1階多目的ホールで中継できることを確認いたしました。

(土屋教育長)

可能ということですね。それでは、これらの状況を踏まえ、請願内容の審議をしたいと思います。山中委員はいかがですか。

(山中委員)

請願にあるように採択の透明性や公正性は当然に重要であると考えますが、私は現在の傍聴定員でも会議の公開性は担保できていると考えます。また、教科書採択を行う会議においては、文部科学省からの通知にもあるように、静ひつな審議環境の確保も重要であると考えます。その観点からすれば、現在の12名というのは会議を行う環境としては妥当ではないかと考えます。

(秦委員)

私も会議の進行、とりわけ教科書採択のような審議が長時間に渡り、審議内容も多くなる会議の進行を円滑に行うという点からみれば、現在の傍聴定員が妥当だと考えます。しかし、傍聴希望者が多数いらっしゃることから、今事務局から報告していただいた中継をすることで、傍聴希望に漏れた方が会議の様子を見ることができれば、それも良

いと思います。

(村上委員)

私も現状でいいかと思います。中継会場については、何名くらいの方が入ることができますか。

(永吉教育政策室長)

ソーシャルディスタンスを踏まえ、50名から60名程度の方が着席してご覧いただくことができます。また、多目的ホールのロビー側の扉は全て開放しますので、ロビーからも少し遠くはなりますが、ご覧いただくことができます。

(土屋教育長)

各委員の皆様のご意見を集約させていただきますと、傍聴人数については、現状の上限12名のままでいいのではないかとということであるかと思えます。その点から申しますと「請願第1号」につきましては、不採択ということになるかと思えます。ただ、議論にありました中継設備をつかった別会場での中継について、これを進めてまいりたいと思えます。委員の皆様、ご異議ございませんでしょうか。

(各委員)

(異議なしの声あり)

(土屋教育長)

それでは、日程第8「請願第1号」につきましては不採択とさせていただきますが、中継設備をつかった別会場での中継については、これを進めてまいりたいと思えます。

次に、口頭報告をお願いいたします。

(永吉教育政策室長)

それでは私のほうから、感謝状の贈呈及び後援名義の使用承認について、報告させていただきます。感謝状の贈呈につきましては、1件でございます。贈呈先は「宝工業株式会社」で、贈呈理由は「新型コロナウイルス感染症拡大防止に深い理解を示され、市立学校園にフェイスシールドを寄附されたことに対し感謝の意を表するため。」でございます。

続きまして、後援名義の使用承認について、報告させていただきます。担当課内訳といたしましては、学校教育推進室2件、社会教育課1件の計3件でございます。

1件目の事業名は「NTTドリームキッズ ネットタウン オンライン」で、申請者は「日本電信電話株式会社」でございます。

2件目の事業名は「第60回 日本書道芸術院展」で、申請者は「日本書道芸術院」でございます。

3件目の事業名は「伝統文化親子教室」で、申請者は「朱邦の会」でございます。

なお、各事業の事業内容、日時、場所、参加対象者及び後援理由等につきましては、ご配付の資料のとおりでございます。以上、これらの後援名義の使用申請に関しましては、いずれも教育、文化、スポーツ等の振興に有意義な事業であり、また、本市教育委員会後援等承認 事務取扱要綱第3条の規定にも合致した、適正な事業と認められますことから承認したものであります。以上でございます。

(土屋教育長)

この際ですのでご質問ご意見等はございませんか。

(各委員)

(なしの声あり)

(土屋教育長)

それでは、これから審議を行う日程第6「議案第35号 令和2年度東大阪市奨学生

（奨学金）決定の件」につきましては、非公開とさせていただきますので、傍聴者の方は退席をお願いいたします。また、非公開審議の件については、学校教育部にかかる案件ですので、教育次長、学校教育部長、来田学校教育部次長、教育政策室長以外の出席説明員の方々は退席をお願いいたします。

※傍聴者退席

～非公開審議～

～退席していた理事者 入場～

（土屋教育長）

本日予定いたしておりました議案審議はこれで終了いたしました。本日の会議はこの程度でとどめたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（各委員）

（異議なしの声あり）

（土屋教育長）

ご異議なしと認めます。それでは次回の日程を事務局よりお願いします。

（事務局より）

令和2年8月定例会につきましては、令和2年8月3日（月）午後2時開会を予定しております。

（土屋教育長）

それでは、これもちまして、令和2年7月定例教育委員会を閉会いたします。委員の

皆様方、また、ご出席の皆様、大変ご苦勞様でした。

会議録署名委員

東大阪市教育委員会教育長	土 屋 宝 土
東大阪市教育委員会委員	秦 卓 宏